

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書によって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	5月6日(金)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	東 信
	5月11日(水)		飯田会場	南 信
	5月18日(水)		松本会場	中 信

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年3月31日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書によって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	5月25日(水)	午前10時から 午後4時まで	塩尻会場	県下一円

生活保安課

公告

牟礼村による平出地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年4月1日から4月28日まで

3 縦覧の場所

牟礼村役場

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月31日

長野県松本建設事務所長 西原 義久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成17年度県単道路防災施設保守点検業務委託
- (2) 業務の概要
国道158号等の道路防災施設（大型情報板14基、非常通報装置153箇所等）の保守及び定期点検
- (3) 履行期間
平成17年4月20日から平成18年3月25日まで
- (4) 履行場所

長野県松本建設事務管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種及び同規模の道路防災保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020
長野県松本建設事務所総務課
電話 0263 (40) 1961

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年4月15日(金) 午後1時
イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月7日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路維持課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月31日

長野県松本建設事務所長 西原義久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成17年度県単道路防災施設保守点検業務委託
- (2) 業務の概要
国道403号等の道路防災施設(非常通報装置45基、非常電話30基等)の保守及び定期点検
- (3) 履行期間
平成17年4月20日から平成18年3月25日まで
- (4) 履行場所
長野県松本建設事務所管内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種及び同規模の道路防災保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所総務課

電話 0263 (40) 1961

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年4月15日(金) 午後1時30分
イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月7日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路維持課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、長野県土地開発公社ほか28団体について監査を行ったので、同条9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成17年3月31日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 木下茂人

財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助等を行った団体について、平成15年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、次の基準により29団体を選定し、平成17年1月19日から平成17年2月17日までの間に実施しました。

- (1) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (2) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出えんを受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- (4) 県から1,000万円以上の委託金を受けて公の施設を管理している団体

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により18団体については実地監査を、11団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指摘事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして改善を指示するものですが、今回は該当がありませんでした。

指導事項は、指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し改善を促したものです。

なお、監査の結果に意見を添えました。

(1) 実地監査

監査団体名	長野県土地開発公社			N O . 1																
監査年月日	平成17年1月19日	所管部局	企画局																	
監査対象事項	出資金（出資率100%） 長野県土地開発基金貸付金（平成15年度末貸付残額） （平成15年度貸付額）			20,000,000円 513,991,913円 6,518,522,000円																
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 損益計算書におけるその他特別損失2億5,311万余円の主な内容は、代行用地取得原価に算入しなかった代行用地取得業務スタッフの件費及び物件費1億6,284万余円(原価外費用)と、貸付特約付分譲に伴い10年後に売却することが確定した分譲地価額と資産計上額との差額処分損8,992万余円です。 これらの説明が決算書に明らかにされていません。決算内容を明瞭に表示することは利害関係者に正しい判断をしていただくために重要です。 今後、説明責任を十分に意識して決算書類を作成してください。</p> <p>2 平成16年3月末現在、5年以上長期保有土地の状況は、次のとおりです。 県の関係部局と連携を図り、早期処分について努力してください。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所管部局</th> <th>保有用地</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木部</td> <td>土木関連</td> <td>4,804</td> <td>576,915</td> </tr> <tr> <td>商工部</td> <td>産業団地</td> <td>606,559</td> <td>18,024,077</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>611,363</td> <td>18,600,992</td> </tr> </tbody> </table>				所管部局	保有用地	面積 (㎡)	金額 (千円)	土木部	土木関連	4,804	576,915	商工部	産業団地	606,559	18,024,077	計		611,363	18,600,992
所管部局	保有用地	面積 (㎡)	金額 (千円)																	
土木部	土木関連	4,804	576,915																	
商工部	産業団地	606,559	18,024,077																	
計		611,363	18,600,992																	
意見	平成16年3月末現在、貸借対照表における負債の部に地価変動等調整引当金が46億5,420万余円計上され、災害補てん引当金が2億2,912万余円計上されています。 引当金の要件を再検討のうえ要件を満たしていないものは、特別利益として取り崩す必要があります。																			

監査団体名	財団法人長野県国際交流推進協会		NO. 2
監査年月日	平成17年1月20日	所管部局	総務部
監査対象事項	出えん金(出えん率78.9%) 財団法人長野県国際交流推進協会補助金 海外移住事業補助金	240,000,000円 33,458,815円 3,037,000円	
監査結果	<p>指導事項</p> <p>貸借対照表の科目で基本財産引当預金がありますが、利付国債が3分の2以上占めていることから、基本財産引当資産と科目変更してください。</p> <p>また、減価償却引当預金182万余円としていますが、減価償却累計額は134万余円であり、47万余円引当預金超過となっています。</p> <p>計算書類は県民への情報公開の対象ともなっており、適正な計算書類を作成してください。</p>		
意見	<p>長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、県の人的関与が廃止され、民間主導の団体へと進むこととなります。協会としてのミッションを再確認して今後の対応を検討してください。</p>		
監査団体名	社会福祉法人長野県社会福祉事業団		NO. 3
監査年月日	平成17年1月19日	所管部局	社会部
監査対象事項	社会福祉事業団運営費等補助金 知的障害者更生施設(水内荘)整備事業補助金 社会福祉振興融資事業貸付金 水内荘建設資金借入金損失補償(15年度末損失補償額) 障害者福祉センター管理運営委託	200,994,558円 8,736,000円 150,000,000円 8,368,000円 298,159,000円	
監査結果	指導事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、事業団としての今後の対応を検討中ですが、各種合理化、サービス向上等事業の見直しなどを行い自律できる体制づくりを進めてください。</p> <p>2 退職給与引当金の会計方針等、計算書類に注記が記載されていません。</p> <p>また、財産目録のうち一部の資産及び負債科目に内訳の記載がなく、単に科目のみ記載されている等、記載不備が見られます。社会福祉法人会計基準を遵守し、県民にわかり易い情報公開を心がけてください。</p> <p>3 一般会計と特別会計相互間の繰入金(収入)と繰出金(支出)は原則として一致すべきです。また、一般会計の経理区分間においても原則として一致すべきです。勘定科目が妥当であるか検討してください。</p> <p>4 社会福祉法人会計基準では求めていませんが、一般会計と特別会計を合算した貸借対照表等を作成し、法人全体の収支の状況や財政状態を明らかにすることも検討してください。</p>		
監査団体名	社会福祉法人長野県社会福祉協議会		NO. 4
監査年月日	平成17年1月19日	所管部局	社会部
監査対象事項	地域福祉活動推進事業等補助金 社会福祉活動振興事業補助金 生活福祉資金貸付事業補助金 同和地区福祉資金貸付金 社会福祉総合センター管理運営委託	121,444,132円 96,467,000円 49,111,000円 42,320,000円 55,595,000円	
監査結果	<p>指導事項</p> <p>同和地区福祉資金貸付事業及び生活福祉資金貸付事業については多額の滞納があり滞納整理も進んでいません。債権管理に積極的な対応を求めます。</p> <p>また、同和地区福祉資金貸付事業については、回収不能と見込まれる額は、徴収不能処理を検討してください。</p>		
意見	<p>1 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、協議会として今後の対応を検討中ですが、事業の効果、成果を検証して対応してください。</p> <p>2 生活福祉資金及び離職者支援資金特別会計は生活福祉資金会計準則を適用していますが、収支計算書の様式不備や貸借対照表及び財産目録に明瞭性を欠く部分が見られます。会計準則見直しを関係機関へ要請してください。</p> <p>3 一般会計に退職給与引当金が計上されていますが、会計方針の注記等が記載されていません。社会福祉法人会計基準に準拠してください。</p> <p>4 社会福祉法人会計基準では求めていませんが、一般会計と特別会計を合算した貸借対照表等を作成し、法人全体の収支の状況や財政状況を明らかにすることも検討してください。</p>		

監査団体名	財団法人長野県長寿社会開発センター		N O . 5
監査年月日	平成17年1月26日	所管部局	社会部
監査対象事項	出えん金(出えん率66.1%) 財団法人長野県長寿社会開発センター運営事業補助金	220,000,000円 98,934,000円	
監査結果	指導事項 計算書類に対する注記が記載されていません。また貸借対照表の正味財産の記載方法に不備が見られます。 正しい決算内容の公開は県民の当センターへの正しい理解の基本ですから公益法人会計基準の正しい適用を心がけてください。		
意見	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、県派遣職員の段階的縮減及び老人大学が県直営化となります。 高齢者の積極的な社会活動をはじめ高齢者の生きがいの増進と健康づくりを推進する諸事業を実施するためには、広く県民の意見を求め、企画・運営への賛助会員等の参加及び特定非営利活動法人(NPO)等との協働を図る必要があります。		

監査団体名	財団法人長野県勤労者福祉事業団		N O . 6
監査年月日	平成17年1月25日	所管部局	社会部
監査対象事項	出資金(出資率100%) 長野県勤労者福祉センター管理運営委託 旧長野県諏訪湖勤労総合福祉センター清算業務委託 長野県男女共同参画センター管理運営委託	5,000,000円 91,773,106円 11,807,673円 101,170,781円	
監査結果	指導事項等はありませんでした。		
意見	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、平成17年度をもって全ての事業を終了し、事業団は廃止することとなっています。社会部、関係団体との連絡を密にして対応してください。		

監査団体名	社団法人長野県地域包括医療協議会		N O . 7
監査年月日	平成17年1月25日	所管部局	衛生部
監査対象事項	長野県総合健康センター管理運営委託 地域保健医療推進事業補助金 長野県地域包括医療協議会補助金	514,191,000円 3,600,000円 1,337,000円	
監査結果	指導事項等はありませんでした。		
意見	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、平成15年度で主な事業である総合健康センター管理運営等受託事業が終了しました。今後の協議会のあり方等、徹底的な検討をしてください。		

監査団体名	財団法人長野県健康づくり事業団		N O . 8
監査年月日	平成17年1月26日	所管部局	衛生部
監査対象事項	長野県救急センター管理運営委託 健康づくり拠点施設設備整備費補助金 生活習慣病予防知識普及啓発事業補助金	664,663,000円 144,359,974円 19,850,000円	
監査結果	指導事項等はありませんでした。		
意見	1 平成16年度で救急センターが廃止され、さらに県職員派遣、補助金等も平成17年度をもって廃止することとなっています。今後はより自律的な運営が求められます。事業の見直し等、今後のあり方について徹底的な検討をしてください。 2 一般会計と健診センター運営準備事業特別会計の総括表が作成されていません。 総括表は法人全体の収支の状況と財政状況を示す重要な計算書類ですから作成してください。		

監査団体名	財団法人長野県廃棄物処理事業団		N O . 9
監査年月日	平成17年1月25日	所管部局	生活環境部
監査対象事項	出えん金(出えん率33.3%) 長野県廃棄物処理事業団運営補助金 長野県廃棄物処理事業団運営資金貸付金 廃棄物処理施設整備事業資金借入れに係る損失補償		100,000,000円 109,859,404円 211,000,000円 1,550,000,000円
監査結果	指導事項等はありませんでした。		
意見	監査日現在、理事長不在の異常事態が続いています。 副理事長(県生活環境部長)が理事長職務代理者となっている現状では事業団の戦略的意思決定が図られないというべきです。理事長を早期に決定し当事業団の自主的運営体制を構築してください。		
監査団体名	財団法人長野県テクノ財団		N O . 10
監査年月日	平成17年1月20日	所管部局	商工部
監査対象事項	出えん金(出えん率47.7%) 産学官連携推進事業補助金 知的クラスター創成事業貸付金		2,800,000,000円 115,286,340円 400,000,000円
監査結果	指導事項等はありませんでした。		
意見	1 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、民間主導の組織になります。産学官連携による共同研究開発事業が後退することのないよう関係者の協力体制を図ってください。 2 産学官連携による共同研究開発事業の積極的な推進をしてくれていることを評価します。 事業報告書によると各事業の参加者数が示されていますが、例えば平成15年度は特許出願件数53件、ベンチャー設立2社(実績)といった具体的成果について指標を示し、事業実施結果を評価し、事業の優先度を判断する等、具体的な事業成果を県民が理解できるよう検討してください。		
監査団体名	社団法人長野県原種センター		N O . 11
監査年月日	平成17年1月20日	所管部局	農政部
監査対象事項	出資金(出資率40.1%) 主要農作物等生産対策事業(主要農作物採種管理事業)補助金 園芸特産振興事業(園芸産地育成事業)補助金		693,823,000円 9,909,060円 500,000円
監査結果	指導事項 収益事業会計決算書類の収支計算書が作成されていません。 また、他の特別会計も含めた法人全体の収支計算書総括表が作成されていません。 その他、負債性のない修繕引当金1,050万余円が負債の部に計上されている等を見直し、公益法人会計基準の正しい適用を心がけてください。		
意見	1 基本財産の運用方法を見直し、5億円を外国債(ユーロ円債)で運用し、運用益の増加を目指していますが、資金運用規程が作成されていません。資金運用規程を作成し、資産運用に係る内部統制制度を確立してください。 2 社団法人は、会員より会費収入を得て運営されるのが基本であるところ、会費を徴収していません。基本財産10億550万円及び有形固定資産6億1,937万余円と(帳簿価額)が主たる財産であることを考慮すれば、事実上財団法人であると思われます。 今後の定款の見直しや会員管理にあたりご注意ください。 3 長野県が開発した原種パテントが県外へ流出することがないよう徹底するとともに、それが有効に活用されるよう改めて検討してください。		

監査団体名	社団法人長野県林業公社		N O . 12																						
監査年月日	平成17年1月26日	所管部局	林務部																						
監査対象事項	<table border="0"> <tr> <td>出資金(出資率100%)</td> <td>68,000,000円</td> </tr> <tr> <td>森林造成事業補助金</td> <td>256,137,500円</td> </tr> <tr> <td>長野県林業公社事業補助金</td> <td>26,390,730円</td> </tr> <tr> <td>森林整備合理化計画推進事業補助金</td> <td>7,182,456円</td> </tr> <tr> <td>野生鳥獣保護管理事業(カモシカ対策事業)補助金</td> <td>1,943,000円</td> </tr> <tr> <td>森林整備体制高度化事業補助金</td> <td>1,477,000円</td> </tr> <tr> <td>集落で支える里山整備支援事業補助金</td> <td>435,300円</td> </tr> <tr> <td>長野県林業公社造林資金貸付金(平成15年度末貸付残高)</td> <td>11,518,792,000円</td> </tr> <tr> <td>(平成15年度貸付額)</td> <td>591,366,000円)</td> </tr> <tr> <td>造林資金借入金損失補償(平成15年度末損失補償累計額)</td> <td>10,000,174,683円</td> </tr> <tr> <td>(平成15年度損失補償額)</td> <td>4,198,870,000円)</td> </tr> </table>			出資金(出資率100%)	68,000,000円	森林造成事業補助金	256,137,500円	長野県林業公社事業補助金	26,390,730円	森林整備合理化計画推進事業補助金	7,182,456円	野生鳥獣保護管理事業(カモシカ対策事業)補助金	1,943,000円	森林整備体制高度化事業補助金	1,477,000円	集落で支える里山整備支援事業補助金	435,300円	長野県林業公社造林資金貸付金(平成15年度末貸付残高)	11,518,792,000円	(平成15年度貸付額)	591,366,000円)	造林資金借入金損失補償(平成15年度末損失補償累計額)	10,000,174,683円	(平成15年度損失補償額)	4,198,870,000円)
出資金(出資率100%)	68,000,000円																								
森林造成事業補助金	256,137,500円																								
長野県林業公社事業補助金	26,390,730円																								
森林整備合理化計画推進事業補助金	7,182,456円																								
野生鳥獣保護管理事業(カモシカ対策事業)補助金	1,943,000円																								
森林整備体制高度化事業補助金	1,477,000円																								
集落で支える里山整備支援事業補助金	435,300円																								
長野県林業公社造林資金貸付金(平成15年度末貸付残高)	11,518,792,000円																								
(平成15年度貸付額)	591,366,000円)																								
造林資金借入金損失補償(平成15年度末損失補償累計額)	10,000,174,683円																								
(平成15年度損失補償額)	4,198,870,000円)																								
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 分収林の資産増加の内容には事業費や一般管理費の他に平成15年度だけで3億2,430万余円もの支払利息が含まれ、平成16年3月末の分収林資産計上額282億880万余円に達しています。 期末正味財産にマイナスの生じない仕組みとなっており、分収林会計基準の早急な構築を全国森林整備協会等へ要請してください。</p> <p>2 「改革実施プラン」によれば団体廃止時に62億8,800万円の返済不能債務の発生が見込まれています。借入金については県と損失補償契約を締結していますので、最終的には県の負担となりますが事業報告書には何らこれらのリスクが記載されていません。 上記金額算定にあたって分収林事業は契約終了時まで長期間要すること、現在の木材価額を前提としていること等の課題はありますが、分収林資産計上額282億880万余円の期末評価について時価を反映した会計処理が何も施されず、問題先送り体質の現状は妥当とはいえません。 前記1と同様に早急な会計基準制定を要請してください。</p>																								
意見	<p>社団法人は、会員より会費収入を得て運営されるのが基本であるところ、会費を徴収していません。また定款に会費の定めがありません。 社員90団体の内訳は県、87の市町村及びその他2団体となっています。 定款を変更し、相当額の会費負担を通して、県以外の団体にも一層の事業参加意識を高めていただき、課題解決に共同で取り組む体制づくりが求められます。</p>																								
監査団体名	財団法人長野県緑の基金		N O . 13																						
監査年月日	平成17年1月25日	所管部局	林務部																						
監査対象事項	<table border="0"> <tr> <td>出えん金(出えん率25.6%)</td> <td>150,000,000円</td> </tr> <tr> <td>長野県緑の基金緑化推進事業補助金</td> <td>17,259,620円</td> </tr> </table>			出えん金(出えん率25.6%)	150,000,000円	長野県緑の基金緑化推進事業補助金	17,259,620円																		
出えん金(出えん率25.6%)	150,000,000円																								
長野県緑の基金緑化推進事業補助金	17,259,620円																								
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 決算書では、計算書類の配列不備、収支計算書総括表の未作成並びに計算書類に対する注記が記載されていません。 公益法人会計基準に基づく書類を作成してください。</p> <p>2 会計処理規程第30条には決算書類の作成が決められていますが、特別会計に係る規定がありません。また、それらを合わせた総括表の作成に係る規定もありませんので、会計処理規程の改正をしてください。</p>																								
意見	<p>1 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって、民間主導の団体へ移行するにあたり、事業内容や計算書類をインターネット等により公開し、県民の理解と協力を得ることができるよう条件を整える必要があります。</p> <p>2 基本財産5億8,492万余円の資金運用に工夫がみられますが、資金運用規程を整備しリスク管理を徹底する必要があります。</p>																								
監査団体名	財団法人長野県公園公社		N O . 14																						
監査年月日	平成17年1月26日	所管部局	土木部																						
監査対象事項	<table border="0"> <tr> <td>出えん金(出えん率100%)</td> <td>30,000,000円</td> </tr> <tr> <td>長野県松本平広域公園維持管理委託</td> <td>551,762,000円</td> </tr> <tr> <td>長野県烏川溪谷緑地維持管理委託</td> <td>8,455,000円</td> </tr> </table>			出えん金(出えん率100%)	30,000,000円	長野県松本平広域公園維持管理委託	551,762,000円	長野県烏川溪谷緑地維持管理委託	8,455,000円																
出えん金(出えん率100%)	30,000,000円																								
長野県松本平広域公園維持管理委託	551,762,000円																								
長野県烏川溪谷緑地維持管理委託	8,455,000円																								
監査結果	指導事項等はありませんでした。																								
意見	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」にそって平成17年度をもって公社は廃止することとなっています。スケジュールにそって進めてください。																								